

(イ) 支給量等

a 支給量の記載例

以下は記載例であり、事業者が記載内容の意味を誤解するおそれがないと認められる限りにおいて、各市町村の判断により適宜略記等することは差し支えない。

(a) 居宅介護（居宅における身体介護中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴う場合）中心）、居宅介護（家事援助中心）、居宅介護（通院等介助（身体介護を伴わない場合）中心）

・・・〇〇時間30分／月（1回当たり〇時間まで）

※ 1回当たりの標準利用可能時間数（身体介護3時間まで、家事援助1.5時間まで）を超える承認をする場合、しない場合を含め、1回当たりの利用可能時間数を記載する。

10 障害者の就労支援の推進等について

(1) 工賃倍増5か年計画支援事業の推進等について

① 工賃倍増5か年計画支援事業の推進について

就労継続支援B型事業所等における工賃水準の引き上げのための取組については、各都道府県において、工賃倍増5か年計画に基づき実施されているところであるが、平成21年度の平均工賃については、12,695円（工賃倍増計画対象施設）となっており、引き続き、これらの事業所における工賃水準の引き上げのための取組が必要である（工賃実績の詳細は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/jisseki.html>）を参照のこと）。

平成23年度予算案においては、工賃倍増5か年計画支援事業費について、予算の執行状況を踏まえた見直しを行っているところであるが、平成22年度に引き続き、複数の事業所が協同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口組織」の整備、工賃引上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施及び事業者の経営意識の向上（未着手事業所への説明会）に関する定額補助（10／10相当）並びに経営コンサルタント派遣等による個別事業所の工賃引上げの促進等に関する補助（補助率1／2）を行うこととしている。（事業の実施要綱の改正は行わない予定）

平成23年度は、工賃倍増5か年計画の最終年度であることから、各都道府県においては、地域の実情やこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、対象施設・事業所の工賃水準の引き上げのための取組を引き続き行うとともに平成24年度以降の取組につなげるための事業内容の検証や今後の事業内容の検討をお願いしたい。

なお、平成24年度以降の本事業の取り扱いについては、今後、これま

での取組の成果及び課題、都道府県等関係者の意見等を踏まえ、検討することとしている。そのため、これまでの取組の成果及び課題、検証結果等に関する調査等を予定しているため、協力をお願いしたい。

② 障害者の就労支援に当たっての農業部局との連携について

障害者就労施設においては、障害者の障害程度に応じて作業が可能、自然や動植物とのふれあいによる情緒安定、一般就労に向けて体力・精神面での訓練などとの理由から、農園芸活動が行われており、稲作や畑作（野菜、果樹、花卉栽培）、畜産（養鶏、養豚）、農産加工から販売など幅広い分野で取り組まれているところである。

福祉関係者からは、このような取組をさらに推し進めるため、障害者の指導に当たって更に農業知識を得たい、生産量の安定・確保・拡大を図りたい、販路の拡大、経営を安定したい、障害者の工賃アップを図りたいとの要望があり、農業関係者から農業分野全般について具体的な知識、技術の伝授を受けたいとの要望があるところである一方、農業関係者からは、高齢化や過疎化により減り続けている農業従事者を確保したい、障害者の雇用促進という社会的要請に貢献したいとの意向があるが、障害者に適した業務がわからない、どのような環境整備が必要かわからないなどといった不安を有していると聞いている。

このような課題を解消するため、管内農業部局と連携を取り、福祉関係者と農業関係者の互いの制度の理解促進を図ることを目的に、HPの作成による情報提供や啓発活動、研修会等の開催等について取り組まれない。当該事業については、工賃倍増5か年計画支援事業の対象としているところである。

（農林水産省の担当部署：農林水産省経営局人材育成課女性・高齢者活動推進室）

（関連資料9（83頁））

③ 工賃（賃金）の実績報告について

平成21年度と同様、平成22年度についても工賃（賃金）の実績を調査し、昨年11月に、厚生労働省ホームページにおいて、調査結果を公表したところである。

来年度においても、今年度と同様に工賃（賃金）の実績調査を行うこととしているが、工賃（賃金）実績は、利用者が事業所を選ぶ基準ともなり得るものであることから、事業所ごとに公表することが重要と考えている。

このため、来年度の調査へのご協力をお願いするとともに、その公表に当たっては、昨年度同様、各事業所に公表の趣旨を理解していただき、事業所ごとの工賃（賃金）実績を公表していただくようお願いする。

調査概要等については以下のとおりであるが、詳細については追って通知することとしている。

(ア) 対象事業所及び施設

就労継続支援事業所（A型、B型）並びに身体・知的・精神障害者それぞれの入所・通所授産施設、小規模通所授産施設及び福祉工場

(イ) 対象期間

平成22年度（平成22年4月～平成23年3月）

(ウ) 報告方法

今年度、各都道府県ごとに報告された実績について、対象事業所及び施設ごとに一覧表にとりまとめた様式を送付するので、当該様式を加筆修正の上、報告。

(エ) 提出期限

平成23年5月31日（火）

(2) 障害者就業・生活支援センター事業等について

① 障害者就業・生活支援センター事業について

障害者基本計画に基づく「重点施策実施5か年計画」により、全障害保健福祉圏域に整備することとしており、このため、平成23年度予算案において、設置数を拡充し、全国322か所で実施することとしている。（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱については、改正を行わない予定。）

全障害保健福祉圏域に設置をしていない都道府県については、労働部局及び各都道府県労働局と連携を図り、設置計画を策定し、着実な整備を進めることにより、障害者の一般就労後の定着支援等の充実とともに、地域の就労支援体制の拠点となるよう、積極的な取組に努められたい。

また、平成24年度以降における設置の取り扱いについては、今後、当省職業安定局等と検討することとしている。

（関連資料10（84～94頁））

② 特別支援学校との連携について

特別支援学校卒業者等、未就労障害者の就労継続支援B型の新規利用に当たっては、利用する就労支援サービスが適切か否かを判断するための客観的指標の作成が困難な中、本人の能力・適性について、短期間のアセスメントを経ることが適切であることから、その際、就労移行支援事業を短期間利用することが可能である旨について周知をしてきたところである。また、この取り扱いについては、平成22年6月に行われた文部科学省開催の特別支援教育担当者会議においても周知をしたところである。各都道府県におかれては、特別支援学校に在学中の生徒が当該学校の教育活動として行われる現場実習において、短期間のアセスメントのために、就労移行支援事業を利用し、卒業と同時に適切なサービスを利用できるよう関係機関等と連携を図るとともに、さらなる周知をお願いしたい。